

でそれほど重大なる事業をするのに基
本金三億圓、もちろん復興金融公庫か
ら必要のときには融資ができることに
規定されておりますが、そういうこと
で賄い得るものでありますかどうか。

○有田政府委員 今申しましたような
諸般の計畫を遂行いたしますために、
全體といたしまして約二十六、七億の
金が必要になります。殊に物價
の値上りその他を考へますれば、ある
いはそれ以上の重大な金が必要と思
いますが、そのうちで船主の負擔部分
が約二十億程度の金が必要であらうと
思います。それを基本金で全部賄うと
いう意味でなくて、どうしても三億程
度の基本金は要りますが、それでだ
んと物的施設あるいは船舶が公團の
所有になりますから、それを基本にし
まして、いわゆる擔保力が殖えるわけ
でありますからそれによつて復興金融
公庫からあとは金融を受けます。その
意味におきまして第三條の三項であ
りますが、復興金融公庫から運営資金
は融通するというのが明記されてい
るのであります。

○米窪委員 よくわかりました。それ
で要するにこれは公團と、續行船ある
いは沈没船の所有権をもつて船主
との共有財産ということになるん
で、こゝでお願いしたい點は、ボー
レーの最終決定による賠償案によれば、
わが國の船舶は非常な程度において取
立計畫があるようでして、大體百八十
萬トン以上保有を許さない。總トン數
五千トン以上の船舶はこれを取立て
る。造船計畫も一年に三萬トンまで
あるということが傳へられている。も
ちろんこのボーレーの賠償案などは、

一應御破算になる運命にあるかのご
と傳へられておりますが、従つて政府
御當局としても、どの程度の船舶が賠
償の対象となるかというところは、今日
において、なかなかおわかりにならぬ
と思ひますが、こゝで私のお尋ねした
點は、そういう問題とらみ合せて
て、そしてこの公團の事業をお考へ
になつたものであるかどうか。すなわ
ち續行船を公團がつくつて、そして
船主及び造船所だけではなか／＼建造
のできない船を、公團が最後は享有す
るということでもつて、新造船の完成
を急ぐ、また修理船もやる、沈没船も
引揚げる、こういうことになつておる
のですが、せつかくでき上つたものが
賠償物件としてとられてしまへば、公
團の目的が大部分當初の企畫と違つて
くるのでございまして、その邊の見透
しはどうでありますか。

○有田政府委員 ボーレー氏の聲明に
よる賠償對象は、決してこれが全部そ
のまゝ受け入れられるものとは考へら
れません。われ／＼としまして、で
きるだけ賠償を少なからしむるよう、
せつかく關係方面に懇請を重ねてお
る次第であります。船舶につきまし
て、五千トン以上のものは賠償に充當
せられるという、風評に過ぎませんが、
ともかくさうな聲があることは事實
であります。従ひまして船主は、沈没
船の引揚げ修理、あるいは不良船の改
造、あるいは續行船の擴充にしまして
も、五千トン以上のものにつきまし
て、これを躊躇せざるを得ない、かよ
うな現状であります。一方におきまし
て、どうしても早く五千トン以上のも
の引揚げすべきものは引揚げる、ま
た改造すべきものは改造し、擴充すべ

きものは擴充して、その建造を進めな
いと、わが國の現在の海上輸送力を充
たすことができない。そこでさう
な見地から、五千トン以上のものも
この公團においてこれを取扱うのであ
りますが、しかし船主負擔というもの
は一般の原則によらずして、これは全
部公團の負擔としまして、續行船な
り、あるいは引揚なり、あるいは修理
なり、あるいは改造なりということ
を、公團の責任においてこれを遂行す
る。しかしながら一方において、船主
がさうなことを自分もやろうという
希望があるならば、もちろん船主の方
にその持分をもたしていくわけであ
ります。さしむきとしましてはまず公團
がこれをやる。かやうに考へており
ます。

○米窪委員 わが黨では、賠償の問題
については、單に船舶のみならず、そ
の他の施設についても國家補償はしな
い、これは軍需補償は打切るといふ
の精神の延長であつて、これを敷衍す
ると、さういふことが、今日の日本の
危急に迫つておる經濟問題からいつ
て、當然妥當性があり、合理性がある
とわれ／＼は考へておる。従つて五千
トン以上の船舶が賠償施設としてとれ
たときにおいても、これは國家が補償
すべきものにあらずという意見をもつ
ておるのであります。これは政府御當
局と意見が違ふかもしれませんが、そ
ういふ觀點からみますと、こゝで五千
トン以上のものも、續行船あるいは引
揚船、さういふものも、公團と現船船
所有者とが協力してやるといふ點にお
いて、萬一それが賠償施設の對象とし
てとられたときには、政府は、わが黨
の意見と反對に、國家補償をする

いう場合においては、船主がそれに支
辨したものは、あるいは、國家補償に
よつてカバーされるでしょうが、公團
が出したものは、これは國庫の金です
から、これはそのまゝ損失金となるも
のと思ひますが、従つてこの公團の會
計狀態というものは、賠償問題とら
み合はせるときに、非常な不安定なも
のになつておると思ひますが、この點長官の
御意見を承りたい。

○有田政府委員 五千トン以上のもの
につきましては、一應公團の全部負擔
ということになつておりますが、冒頭
に申しましたごとく、ボーレー氏の
聲明なるものは、決してこれは最後の
ものでない、政府といたしましては、
可及的さうな賠償對象にならざるよ
うに、最善の努力をしていきたいと考
えております。さういふ未確定の問題
を對象として、公團が將來穴が明くと
かどうかといふことは、この場合論じ
たくないと思ひます。できるだけさ
うな事態の生じないように努力しな
い、かやうに存じます。

○米窪委員 最近に、これは少し名前
が變ですが、保安局といふものがで
る。これは海運總局の中にできるか、
よそにできるか知りませんが、保安局
の仕事はいわゆるコースト・ガードで、
密輸入、密航等を防ぐ目的で使つと思
ひますが、これと公團とは何ら關係が
ないものであるかどうか。公團のこの法
文に現れた中には、さういつたこと
を想像し得るものがないのでござい
ますが、これは何らか公團によつて管理
されるものが、さういふ方面へも利用
され得るかといふことを伺ひます。

○有田政府委員 この船舶公團と、保
安局と申しますか、コースト・ガード
との問題は全然別個のものでありま
す。關係はないものと思ひます。
○米窪委員 この船舶公團について
は、必ずしも國家管理とは言えないと
思ひますが、造船及び船舶の修理、あ
るいは沈没船の引揚げ、船舶の解體とい
うことを、少くとも政府が半分ある
は半分以上關與することになるのであ
りますが、これは民營という純理論か
らいうと、國家の權力が、相當海運業
の民營というものに對して干渉する
といふか、いわゆる國の意思がそれに加
はれるといふことになる。船舶公團が生
まれて、さうしてたといふ一部であつ
ても、續行船なり、あるいは修理船なり、
さういふものに國家の意思が加わつて
いくといふこと、それがやむを得ない
今日の情勢であるといふ認識の上に立
つときにおいて、現在の船舶運管會に
徵備されておるところの船舶が、戰時
船舶管理令の失効と同時に民營に移さ
れなければならぬといふことも、一應
は首肯されるのでありますけれども、
しかし今日の時代を考へてみると、こ
に、また船主經濟を考へていくときに
これが民營にされて、船舶が船主に返
されても、とうてい海運業者が自力的
には經營できない現状にあるといふこ
とを考へるときに、私はなお相當の期
間運管會のような國家管理という形態
が續けられなければならぬと思ひます。
これがO・M・M・Oの形で行けといふよ
うなことを關係筋から言われていると
いうことであります。關係筋がさう
言うからやむを得ないといふことにな
しに、日本の海運經濟の實情等をにら
み合はせて、海運總局が當然この船舶
公團なるものを出されるというその精
神の延長として、それと相關連して、船

船經營面においても當然これは民營にすべきものであつても、國家がやはり管理し、あるいは國家が保障するといふ形で充分にかなうてはならぬと思ふのであります。その根本的な考え方について海運總局長官の御意見はいかがでありますか。

○有田政府委員 私は日本海運のあり方といたしましては、やはりその基調は民營におくべきである、かような信念をもつております。ただし、現在の段階におきましては、仰せのごとくなか／＼業者自らの手によつて自力經營することが困難な面もあるといふことはよく承知しております。のみならず今日の船舶の非常な逼迫した現状におきましては、民營と申しまして、それを自由奔放に直ちに置くというよ

うな考えはもつておりません。先般も申しましたが、基礎はあくまで民營のもとに置きながら、その中間的ないき方といたしましては、やはり一方において運輸統制といふものをはかりつつ、業者の創意工夫がにじみ出るような經營形體の中で、當分の間はいいかなければならぬのではないかと、かように考へております。そして他にさような公團をつくつて、船主におきましても船舶の注文ができるように、また一方におきまして運賃その他の面におきましてもある程度の調整をはかりまして、スムーズな運賃形體を一步々やつていくのが最も妥當な策でなからうか、かように考へております。

○米窪委員 この點は私と意見が違いますので見解の相違でありますからこの質問はこれ以上いたしません。そこでこの公團によつて取扱う業務の範圍はこゝに明らになつておるようであ

りますが、これによつて完成した續行船あるいは修理された船等は、これはやはりその運賃については船舶運賃會に御一任なさるつもりかどうか。あるいはそれは別に何かの方法でおやりになるのか、この公團はこの案文によりますとどういつた事業、船舶運賃、運輸といふことまではしないように私了解しておりますが、その邊の點を一つ御明示願ひたいと思ひます。

○有田政府委員 公團は仰せのごとく船舶の運輸といふことはやりません。従ひまして現在の段階におきましては、さしあたりは船舶運賃會によつてこの船舶は運賃されるということになり、また民營の時代になりますれば自ら業者の手によつてやる、かようなこととなるのであります。

○米窪委員 關係筋は頻りに獨占企業に對して警戒しておるので、民間においてもいゝゆるトラスト、カルテルといふような形體になることを非常に警戒しておる。従つてかようなものについて御意見をもつておられるので、そういう氣持から公團なるものができ

て、ガヴァーメント・コーポレーションといふ向うの考え方が各種の公團といふ形で、今日法案が上程されておると聞いておるのであります。そういうことであればこれを運賃するに當るものは、これは絶對的に民間のものを用ひて、公團である關係上、それが管理といふことに一應はなるのであるけれども、やはりそれは民間人ではな

ければならぬ。今までの官營とは明らかに違つた形體をとるべきであるといふ精神に基いておると私は聞いておるのであります。それが事實とするならばこゝに公團の役員及び職員のところ

に、總裁以下理事監事等がきめられておりますが、これはその極まるものは全部民間人を起用されるお考であるかどうか、その點をお伺ひいたして置きます。

○有田政府委員 われ／＼といたしましては、別に官吏がどうの、民間がどうのといふ考え方はございせん。官吏と言はず民間と言はず適任者なれば、その間の差別なく起用してしかるべきものは起用してしかるべきだと考へておりますが、決して官吏で全部これを占めるといふようなことは考へません。民間にも相當適任者があるであ

るうといふ前提の下に、可及的有能者を起用いたしたい。かように思ひます。

○米窪委員 長官の今のお言葉は、私の聞き込みと大分相違しておるのであります。私の聞き込みによると、關係筋は船舶公團に限らず、いかなる公團に民間人も、その極まる者は全部これを民間人からする。關係筋もいゝゆる官營の弊害は認めておるようであ

つて、従つてそれは民間人から起用するといふことをしきりに言つておるようには私は聞き込んでおるのであります。この點は一つ海運總局として關係筋の意向を打診して、總裁、副總裁以下の人選をされる場合には、慎重なる御考慮を願ひたいと思ひます。これは私の情報に基く私の希望でございませう。大體私がこの法律案についてお尋ねした點は以上で盡きております。これを以て私の質問を打ち切ります。

○中川委員長 それでは午後本會議散會後質疑を續行することにいたしました。午後三時開議

○中川委員長 再開いたします。休憩前に引續き質疑を行います。金井芳次君。

○金井委員 今までのいゝ／＼な御質問もあつたかと存じますので、多少重複するおそれがあるかもしれませんが、あらかじめ御諒承を願ひたいと思ひます。本案の骨子を見ますと、全體について考へられることは、從來のやり方が悪いから、この方法によつて戦後の新しき運賃に乗り出したい、こ

う理由のように伺ひますが、しからば從來のやり方のどの點と、どの點が悪くて、どこをどういふように改正することによつての最初め、船舶公團としてのその本質を發揮することができ、か、というところに對しましては、殘念ながら大臣の御説明にも、その基本的なものが何ら説明されておられません。

従つてこの際まず最初に伺ひたいのは、かつての運賃はどの點とどの點が悪いからこうするのだといふことを、はつきりしていただく必要がある。まずその點をお伺ひしたいと思ひます。

○有田政府委員 御承知の通りこの公團なるものは、今回新しくできるものであります。從來のかような點が悪いから、こゝを改めてかくするといふ性質のものではないのであります。ただ強いて言いますならば、戦時中産業設備營團といふものであります。この産業設備營團によりまして、造船の一元發注をやつておりました。そうして

いゝゆる採算價格によりまして船舶主を船を割當てた。船價の高くなつたものは、いゝゆる國家の補助によつてその間のつじつまを合はしておつたのであ

りますが、今回産業設備營團なるものが連合軍の方よりこれが閉鎖をされまして、さうな機能を發揮することができなくなつた。それが本案を提案する一つの理由と相なつております。が、本法案は單に産業設備營團の仕事

を承辦するといふだけの意味ではないのであります。本質的に申すならば、今日のわが國の海運界といたしまして、船腹が戦争のために激減しましたのみならず、その殘存している船舶がいゝゆる戦時標準船が七割五分を示

めておつて、いゝゆる船價が非常に悪い。これでは日本の海運は成り立たない。何とかして今日の海運の使命に鑑みまして、船舶を擴充し、しかも優秀なる船質に改善する必要があります。か

うに考へるものであります。ところが一方船主の方におきましては、軍需補償の打ち切りその他によりまして、非常な打撃を受けている。しかも今日の海上運賃といふものと船舶の製造價格、いゝゆる船價といふものが、非常に不均衡になつておる。とうてい船主のみの負擔によつて船を注文するとか、あるいは改造するとかいふことができない現状であります。こゝに想ひをいたし

まして、政府の責任においてその金を出しまして、そうして刻下最も必要とするところの船舶の改善及びこれが擴充といふことにある。かような考へ方

承してよからうと思う。そこで考えますのは、從來やつた方法はもろん政府の過つた獨善的なやり方であつたことは何人も認めます。しかしながらそれを直す場合におきまして、私どもの考えからするならば、また少しくやり方があつたのではなからうかと考えるのであります。なるほど一面において、これはある筋の方面の諒解を得られたものであると聞いておりますので、多くを言うことを避けますが、もし政府が考えになるようなやり方で委託造船をなさるあるいは委託修繕をなさるといふ場合の損失の補償というものは、當然政府が、この公團が出すことになると思つてあるのではありませんが、そういうことは従前においてもやつておられたのでありますから、その點に關しては大した差異はない。私どもの考えから言うならば、こういうことをなさるのには新しき官僚制度をつくり上げるのではないかと。そのことはおそらくこの公團の最高首脳部をつくるに、やはり片影が現われてくるであらうと考へられる。すなわち官僚の古手がこうしたものに對して常に鎮座しておつたことは、過去のわれ／＼の経験でよくわかる。従つてこの公團ができた場合には、民間のエキスパートを相當抜くことは間違いないであらう。けれども民間人が副總裁になつたら、必ずや總裁には官吏からもつてくるのではなからうかといふような考へ方を、われわれはもつてあります。そういうようなことでありますならば、いかに基本的な計畫と政策が立派にでき上りまして、その運営においては、かつての官僚獨善的な運営、あるいは統制

の前に非常に困難な事情に當面したことを、われ／＼は十分承知いたしておきますが、そういうことがはたしてお考えの中にあるのかないのか。そのお考えがもしあるとするならば、私は非常に間違ひでなからうかと思ふ。すなわち創立委員を任命なさつたときにも、その創立委員は民間のエキスパートを中心としてなさる。その民主的な考へ方、また民主的な話合ひによつて、それがうまくでき上つたものを中心として、政府が公團をつくるというならば話はわかるのであります。が、おそらく私は新官僚の造成機構の一端として現われるおそれはないかといふことを、心配いたしておるのであります。その點はどうでありますか。

○有田政府委員 戦時中の發注組織並びに戦時標準船なるものがよくなかつたといふことは、これは資材節約し、しかも非常に急造しなければならぬ事態に直面しておつたために、船が惡かつたことは事實であります。しかし續行船はともかくとしたしまして、この公團によつて改造し、あるいは解體建造をやり出す場合には、これはもちろん公團と共有するところの相手の船主なるものの設計、その他を尊重してやる建前に相なつております。から、船そのものの新造あるいは改造といふ點につきましては、從來と非常な趣を異にすると思へます。しかしこの公團の役職員の問題であります。もちろん民間の有識者、しかも適材なるものがあつたならば、これを採用するにやぶさかでないのであります。同時に官吏といへども、やはり有能にして適任者であるならば、あえてこれを

拒む必要もないと思ひます。官よりも民よりも要するに適材適所を起用するといふ方針でいきたいと考へております。しかししてこの公團なるものは、官廳のいわゆる悪い組織と申しまするが、古い會計法規とか、いろいろな拘束されたものがあります。さうな規則からは離れまして、さうして民間のい／＼所を取り入れて運営したい。これがこの公團の性格であります。職員は官吏または政府職員になつておりますが、いわゆる官の組織の悪い點につきましては、これは例外を設けて民間の長所をとりたと思ひます。

○金井委員 もちろん官の中に有能の士がないといふのではありませぬ。常に政府がおやりなさる時には官の有能な者を出すのだといふ建前に相違はないと思ひます。從來におけるあらゆる統制會社についての政府のお考へ方も、官からそれに天降するときに、有能にあらざるどころの、姥捨山のようなものを出すのだといふお考へで、お出しになつたとは考へられない。しかし現實の場合においては、いわゆる姥捨山の感なきにしもあらずであつて、結局はその官において有能と考へられ、天降られた人事が、その意圖とおよそ違つた方向に向つていつておつたといふことは、從來の統制に關する諸會社の實例において、われ／＼はつきりと認めております。また現在の政府當局としても、少くともさうした弊害のあつたことを、お認めにならざるを得ないと私は思ふのであります。従つてもし今の政府當局のようなお考へであるとすれば、私は少しも反對を唱へるのではないのであります。が、しかし實際の運営の上において、

あるいは任免の上において、はたしてさうしたことができないかといふことは、將來の問題であります。から、當局において十分にお考えを願わなければならぬといふことを一言申しておきます。

さらに給與に關してでございますが、今おつしやいましたような事情で、特例がそれ／＼あるというお話であります。給與に關しても民間の給料制度、あるいは官の給料制度とはおよそ給料の上において違ひ點があると思ふのであります。たとえば船員の場合もさうであります。あるいは今提案されて他の委員會に出ている配炭の公團においてもさうであります。民間の人々をこの公團の中に吸収する場合に、給與に對してはもちろん特例があるものと考へてよからうと思ひます。が、いかゞでありますか。

○有田政府委員 民間で給與する場合におきまして、給與の特例といふことは、十四條の第三項にはつきり認めておりますが、この條項の運営によりまして十分検討いたしたいと思ひます。

○金井委員 そういたします場合に、他の公團でもみなさうなつておるから、むろんこれはさうなつておると承知いたしております。ところがさうなつた場合において、一般官吏との収入の均衡という點を、やはり考慮に入れないではならぬと思ふのであります。すなわち特例であるがゆゑに、収入の現實性を認めて、それによつてやつていくといふことになるのであります。から、従つて一般官吏の収入といふものに對しては、相當の開きがあることを承知せねばならぬのであります。しかればこの一、二公團關係のものに

對しては特例を認め、その給與の總額を認めるといふことは、かつて給與を受けておつたのでありますから當然であります。しかしながらいわゆる官吏の階級的な制度の上から考へまして、また一般官吏の収入の均衡の上から考へまして、さらに一般官吏について考慮をせねばならぬと思ふのであります。すなわち官公署の要求といふものと、さうして特例の實際の支給額といふものに對しての考へ方、これは當然賃金のいろ／＼な審議會なり何かありましようが、その方面に對して相當の御考慮を加えていただかなかつたらば、私はまた再び不祥事を起すところの一つの要因ともなることと考へますが、その點に對しては政府はいかなるお考へをもつておられるか。その點を一應お聴きたいと思ひます。

○有田政府委員 御承知の通り從來の官吏の俸給といふものは、あまりにも民間と差があり過ぎたように思ふ。會社の重役さんといふと、すぐ何萬圓あるいは十萬圓近いといふような大きなものがあり、總理大臣が一萬圓。あまりにもかけ離れておつたやうであります。が、最近官吏の最低生活保障のために、政府の財政の許す限り、だん／＼と待遇が改善されつゝあるものであります。もちろん民間と官吏の間に多少の差はありますが、いわゆる官吏の水準運動でありますけれども、一般の水準に官吏の方が近づきつゝあります。で、從來のごとき大きな差はないと思ひます。ただし、この公團に職員を採用されるときに、あるいは現在産業設備營團に従事しておりますところの職員のごときを、採用しなければならぬ、さうな場合に、今の給與を

減して採用するということは、事實上困難であります。さようなものに對しましては既得權を尊重して、官吏との間の均衡をできるだけとりながら、現實に即應するような方法で進む。かような方法でいきたいと考えております。

○金井委員 そうではないのであります。むしろそのまゝでお使いになると思ふのであります。使ふという事、實上は相當の給料であります。一般官吏はそうではないのでありますから、官吏の收入についての考え方が、こういう公團ができればできるほど、官吏の一般收入というものの均衡は、とれておらないのであります。そこで給與審議會が何か、おそらく政府は今やつておりますが、その邊に向つてこの一般官吏の増給率、引上率というものを、十分に御考慮願ふことが必要ではないかという質問であります。この點に對しては、政府において十分お考えを願ひたいと思ふのであります。

その次に、財産目録またはその他の、普通會社で言うところの豫算その他の關係と同じものであります。その點に關しまして政府のお考え方は、總務長官の承認を受けたときにのみ、その財産目録、貸借對照表及び損益計算書を公告し、かつこれを定款とともに、各事務所に備へつけて置かなければならないということになつておるのであります。そうすると、公團の役員が承認を受けなかつた場合には、放つておけばよいというように考へてよいものであります。これは第二十條ですが、私は少くとも公團が一定の事業をなさり、財産目録なり貸借對照表なり、損益計算書があるとなれば、當然

承認をなすべきものであつて、わざわざ受けなくてもよいものである。當然總務長官はこれを出すことを、義務づけられなければならないと思ひますが、それを逆に、その營團の人々が承認を受けに行つて、初めて事務所に備へつけられるは公告するということでは、およそ今までの官公債統制のやり方では、當然總務長官はその財産目録、貸借對照表及び損益計算書を公告し、かつこれを定款とともに事務所に備へつけさせておくべき義務があると思ふのであります。この點についてはどういうふうにお考えになりますか。

○有田政府委員 貸借對照表にしましても損益計算書にしましても、これは會計技術の問題になります。いわゆる収益的收支あるいは資本的收支というやうなものがございまして、多少やり方によりまして益金をたくさん出す、あるいは少く出すというやうな方法もあり得るわけでありまして、従いまして、政府におきましてさうな偽りことをよく確める必要がありまうと申します。それで總務長官の承認というにしておるのであります。しかし神聖なる意味における貸借對照表、損益計算書というものは、當然政府はこれを承認せざるを得ないのであります。たゞその計算書の内容をチェックする意味において、承認に當らしておるに過ぎないのであります。そこでこれもやはり政府において承認さす。その場合は承認を受けて、神聖なるものを交付し、定款等も備へつけさせる。こういう趣旨で第三項がある次第であります。

○金井委員 私はその點がわかりません。少くとも經濟安定本部の總務長官は、この公團に對しての常に最終の責任者であることを規定されております。しからばその損益の割出しのよいわるい、あるいは財産目録の不正、あるいは不當というようなことは、常にその最終の責任者である總務長官が検査し、これを統轄し、これを指揮しておらなくてはならぬはずであります。従つてそうしたものの、あり得べからざる結果を生じた書類の出て来る理由がありません。従つて私は總務長官の承認をこの總裁が受けるということなくして、總務長官はその財産目録、あるいは貸借對照表を當然公告し、これを定款とともに事務所に備へつけさせます。また公團からいふならば、公團が公告し備へつけておかなければならぬ。どこか最終的に當然なすべき義務をなすようにこの文面をなさることが、一番適當ではないかと思ひますが、いかゞでございませうか。

○有田政府委員 この二十條の第三項の意味は、私は經濟安定本部總務長官の承認を受けたのちは、公團が、財産目録なり、貸借對照表なり、損益計算書を、みづから公告し、定款とともに事務所に備へなければならぬ、かような意味に解釋いたしております。「承認を受けたときには」というのは、承認を受けたのちというようにお讀みくださつてしかるべきであると思ひます。さうな意味に解釋しております。

○金井委員 私も有田さんのお考え通りです。けれども承認を受けたときに初めてこれができるのだということですから、そうでなくて、經濟安定本部の總

務長官は、公團をしてかくのごときものを各事務所に備へつけ、公告をせしめなければならぬと考えされた方がよいではないか。こういうことです。受けてから初めてできるということは、道に言つて、受けてくともよいということですから、受けてのち初めてできるのですから、受けない場合にはいけなうとは書いてないのです。その點はどうですか。

○有田政府委員 こういうふうに讀むのじやないかと思ふのです。第二十條の一項に公團は總務長官の承認を受けなければならぬといふことがはつきり書いてあります。従いまして公團は總務長官の承認を受くべき義務をもつてゐるわけですから、三項は、公團が各事務所に備へて置かなければならぬ、これは當然公團のやるべきことばんです。その備へて置かなければならぬことは承認を受けたときにやるのだ、すなわち承認を受けた後に事務所に備へて置かなければならぬ、かように私はその意味を解釋しております。これで御諒承願するのじやないかと思ひます。

○金井(考)委員 わかりました。
○中川委員長 それでは本日はこの程度にいたしまして、次回は二十四日曜日午後一時より開會いたしたいと思います。本日はこれにて散會いたします。

午後三時三十分散會

昭和二十二年五月六日印刷

昭和二十二年五月七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局